

平成29年第7回せたな町議会臨時会

平成29年10月11日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分の承認について
- 5 同意第1号 せたな町副町長の選任について
- 6 同意第2号 せたな町教育委員会教育委員長の任命について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 梶田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（1名）

- 3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

副町長	高野利廣君
総務課長	原進君
財政課長	佐々木正則君

《大成総合支所》

支所長	佐野英也君
-----	-------

《瀬棚総合支所》

支所長	関功悦君
-----	------

1. 教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

教	育	長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長			杉	村		彰	君

1. 選挙管理委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

書	記	長	原			進	君
書記次長			高	橋		純	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小百合	君
事務局次長				上	野	朋広	君
総務課総務係長				小	林	和仁	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

3番、江上恭司議員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席議員11名で定足数に達しておりますので、平成29年第7回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において10番、大野一男議員、11番、熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案につきましては、平成29年度せたな町一般会計補正予算第5号でございまして、現在の歳入歳出予算の総額に1,112万2,000円を追加し総額を93

億7,474万2,000円としたものでございます。その内容ですが、10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙に伴う経費について9月28日付で専決処分を行ったものであり、地方自治法第179条第1項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案の7ページでございます。最初に歳出について説明を申し上げます。2款総務費4項選挙費3目衆議院議員選挙費、1,112万2,000円の追加でございます。10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙に伴う執行経費でございます。主なものを申し上げます。1節報酬では投票管理者等166人に対する報酬176万2,000円、13節委託料では、3区合わせまして100カ所のポスター掲示場の設置、撤去業務として149万8,000円などをお願いするものでございます。次に歳入でございますが、6ページでございます。14款道支出金3項委託金1目総務費委託金では衆議院議員選挙費委託金、1,109万2,000円、18款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金3万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。以上の内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 議長、内容というより専決処分の取り扱いについて、町長の考えをお聞きしたいのですが、他町との整合性という意味では、10月3日にこれ道新の記事なんですけど、今金町と八雲、それと先週江差の管理職の方といろいろこう専決処分のことも話したのですが、随分するねっていうような言葉をいただいたんですよ。要は何故臨時会を開けなかったのかなっていうのがね、他町と比べてどうのこうのとかではなくて、その辺何故こう今回専決処分して今回臨時会で今提案理由の説明をいただいたのですが、専決処分に至った町長の考え聞かせていただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それらの今の質問について財政課長の方から答弁を申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは事務手続きの若干の経過をご説明を申し上げます。第48回の衆議院議員の総選挙につきましては9月28日解散、10月10日、昨日でございますが公示、そして10月22日投票日ということでございまして、専決処分の理由の中の1つにポスター掲示場の設置がございまして、それぞれ3区でポスター掲示場を設置するわけでございますが、大成区につきましては見積り合わせ、それから瀬棚区と北檜山区につきましては指

名競争入札でございます。で、指名競争入札の指名業者に対する通知につきましては、入札日の前10日間を要します。この度の衆議院の解散に伴いまして、10日間というのは物理的に無理でございます。財務規則では10日間となっておりますが、例外措置として5日間というものがございます。したがってこの度の専決処分はやむを得なかったものというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 物理的に無理ということですが、じゃ、せつなだから物理的に無理というふうに理解していいんですか。

○議長（菅原義幸君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 財務規則上、やむを得ない措置でございました。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 納得出来ません。他の町はいち早く臨時議会を開いて開催して臨時会で議決を得ています。確かに物理的に無理という3町合併してそれが広がっているからということにも取られるのですが、物理的に無理という理由がちょっと納得出来ません。状況としてはそうなんでしょうけど今後もそういう対応が出てくるというふうに理解せざるを得ないんですか。

○議長（菅原義幸君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） ポスター掲示場の設置につきましては財務規則に照らし合わせまして適正に処理をさせていただいたところでございます。また臨時会を開いて補正予算を上程した町もあるようでございますが、その町その町の事情があるものというふうに思っていますし、町名は申し上げますが、うちと同じように専決処分補正予算を組んだという町もございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、同意第1号、せたな町副町長の選任についてを議題といたします。

佐々木正則君の退席を求めます。

（佐々木正則君退席）

○議長（菅原義幸君） 本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 9ページ、同意第1号でございます。せたな町副町長の選任について、せたな町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は、久遠郡せたな町北檜山区北檜山486番地、氏名は佐々木正則、生年月日は昭和31年5月24日生まれ、61歳でございます。

次の10ページに経歴等を記載してございますのでご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 人事案件なんで内容ということよりも、これまた町長、新聞記事なんですけども、10月7日に新副町長に佐々木正則氏起用の方針というふうに出ているんですよ。これを見た町民の方から決まったんだなっていう問い合わせがありました。そういう捉え方をされるんだなというふうに自分もその場で今後の臨時会の日程なりを説明したんですが、これ過去にもこういう取扱いをしましたか。で、合わせてこの後出てくる教育長の人事に関してこれ新聞報道の取材を受けたのかどうかもそこも含めて、何故こういう取扱いになったのかちょっとお答えいただけませんか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この経緯につきましては、私分りかねますので答弁は出来ませんが、ただ10月3日、私は議員の皆さん方にこういう方向で議会に提案したいと、よろしく申し上げますということを皆さん方個々にお伺いをしながらお願いをしたところでございます。その後、議会にも今回の議案にありますとおり、議会の方にも議案の提出をお願いしておりますので、いずれかの段階で取材をされたのではないかというふうに推測はしているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 取材対応は、町長側の副町長、総務課長含めてされていないんですか。今聞いているのは何故、副町長だけこういうふうに乗っているのか、取材対応していると思ったんですよ。何故こういう記事の掲載の経緯になったのかそこだけちょっと確認したかったんですけどいかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） その辺は私の方では分かりかねます。

○5番（石原広務君） 誰か分からないの。町長分かりかねますと言っていて、財政課長が副町長になるって勝手にこれ載っかってちゃって。

○議長（菅原義幸君） 取材を受けた方がいればご説明願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） 実はこれは7日の新聞の記事ではありますが、6日に道路を歩いている時に、支局長が車を止めて、こういうことを取材しましたので新聞記事として取り上げたいという話は伺いました。私は終わってからにしてほしいんですけどという話をしましたが、これは報道の自由ということでしょうから、それは記者の責任において報道されたものというふうに理解をしたところでございます。

○議長（菅原義幸君） 回数を消化してますが

○5番（石原広務君） 今の答弁は先ほどと全然違っているんで

○議長（菅原義幸君） それでは答弁が食い違っているということであれば改めて許可いたします。

石原議員。

○5番（石原広務君） 道路ですれ違った時に聞いたと、先ほどの答弁では取材を受けていないという形ではっきりおっしゃったんで、取材ということではないんだけど、そういう経緯があったということですよ。で、そこを踏み込んで今は議論しませんが過去にもこういう扱いをしたのかということと、今後どういう形であれそういうふうにならないように注意をしていただきたいんですけど、その2点についてきちんとした答弁をいただけませんか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） このことにつきましては、私の方から注意をするというふうなことにはならないのではないかと考えております。これはやはり新聞記者として責任を持って報道するというところから、それは町側からこの報道は駄目だとか良いとかそういうことにはならないというふうに思っております。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから同意第1号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議長の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に石原広務議員、柘田道廣議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「ありません」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(菅原義幸君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。マルやバツなどは他事記載として公選法第68条により、無効といたします。白票は会議規則第84条により否といたします。

ただいまから投票を行います。1番席議員から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。それでは1番席、細川議員から投票願います。

(投票)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れはありますか。

(「ありません」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

石原広務議員、柘田道廣議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(菅原義幸君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成7票、反対3票です。

以上のおり賛成が多数です。したがって同意第1号、せたな町副町長の選任は同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(菅原義幸君) 佐々木正則君の入場を求めます。

(佐々木正則君入場)

○議長（菅原義幸君） ここで、ただいま選任同意されました佐々木正則君から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○財政課長（佐々木正則君） 議長のお許しをいただきましたので一言挨拶を申し上げます。ただいま、せたな町副町長への選任同意を賜りました。誠にありがとうございます。非常に身の引き締まる思いと今まで経験したことの無い緊張感でいっぱいでございます。身に余る光栄でございます。基より私は浅学非才であります。役場職員としての良心にしたがい町政進展のために誠心誠意、職責を果たす所存でございます。議員皆様、そして町民皆様のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げまして挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

◎日程第6 同意第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、同意第2号、せたな町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

成田円裕君の退席を求めます。

(成田円裕君退席)

○議長（菅原義幸君） 本同意について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（高橋貞光君） 議案書の11ページでございます。同意第2号、せたな町教育委員会教育長の任命についてでございます。せたな町教育委員会委員に次の者を選任したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は久遠郡せたな町大成区久遠311番地5、氏名は成田円裕、生年月日は昭和33年12月26日生まれ、58歳でございます。

経歴につきましては次の12ページに記載しておりますのでご参照願ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「ありません」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「ありません」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから同意第2号の件を採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（菅原義幸君） ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に、大湯圓郷議員、真柄克紀議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（菅原義幸君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件に対し、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

ただいまから投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。それでは1番席、細川議員から投票願います。

（投票）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大湯圓郷議員、真柄克紀議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（菅原義幸君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成8票、反対2票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第2号、せたな町教育委員会教育長の任命は同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（菅原義幸君） 成田円裕君の入場を求めます。

（成田円裕君入場）

○議長（菅原義幸君） ここで、ただいま選任同意されました成田円裕君から発言の申し出がありますのでこれを許します。

○教育長（成田円裕君） 議会開催中にご挨拶する機会をいただきましてありがとうございます。この度、議員皆様から教育長として、ご同意をいただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による、新たな教育長制度における初めての教育長として、これまでの教育委員長と教育長が担ってまいりましたその職責を一身に引き受ける立場となり、改めてその重責を痛感し身の引き締まる思いであります。私は基より微力で浅学非才な身ではございますが、教育長としてのこれまでの経験を活かして、せたな町の教育行政の代表として教育委員を始め関係機関や、地域の皆様と連携し、教育行政の推進に誠心誠意全力を尽くしてまいり所存であります。我が町の教育課題といたしましては、学校教育では学力、体力向上、ICT教育の推進、英語教育の充実など、社会教育では町民プールの建設、文化団体やスポーツ団体などの活性化、青年活動など時代のニーズに沿った事業推進が望まれるなど多くの課題が山積しております。こうした課題解決のために職員と心を1つにして努力してまいりたいと考えております。どうか至らないところにつきましては、これまで以上に議員の皆様、教育委員の皆様、そして町民の皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら職を全うしてまいりたいと思っております。簡単ではございますが就任にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。

これから3年間どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で今臨時会に付議された案件の審議は終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成29年第7回せたな町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 1月10日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 大 野 一 男

署名議員 熊 野 主 税